会議結果報告書

平成29年8月14日

1	1,794 - 1 - 274 1
会議の名称	平成29年度第2回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	平成29年8月9日(水)10時00分~12時15分
開催場所	市役所 4階 第3委員会室
出席委員	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、竹内善太委員、 竹前榮二委員、渡辺修一郎委員
	(計 6人)
欠席委員	なし (計 0人)
	長寿応援課吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査、福祉課抜井雅治主席専
説明員	
	(計 4人)
議題	議事 (1) 志木市成年後見制度利用促進基本計画策定のための国等の整理について (2) 審議会委員意見票の集約・反映について (3) 志木市成年後見制度利用促進基本計画策定の骨子案等について (4) 先進地視察について (5) その他
結 果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 4人)
事務局職員	村上孝浩健康福祉部長、北村竜一次長、近藤政雄長寿応援課長、 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査
審議内容の記録 (審議経過、結論等)	

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
- (1) 志木市成年後見制度利用促進基本計画策定のための国等の整理について

議長) 前回審議会以降で何か報告はあるか。

事務局)新宿区の視察対応と成年後見情報誌7月号に寄稿し、掲載されたので報告する。

説明員)資料1-1、1-2に基づき説明。

<質疑・意見>

議長)イメージ段階では、市のネットワーク体制はなるべく各市同程度の体制を組むべきで、 支部、県内の広域でも良いとのことである。家裁が積極的に調整し、間違えのない中核機関を 設置できるよう期待したい。

委員)中核機関が想定より膨大な事務を行うものであり、想定範囲はまだ分からないが、中核機関は事務局として方針や名簿要件を決め、具体的には実働は協議会が行い、マッチング調整まではできないのではないか。

議長)予定よりかなり事務が多いが、現段階で中核機関を市に置く予定とのことであり、市町村単位だけでなく、今後近隣市での広域化なども含め、家裁は行政がきちんとやってほしいと考えている。

委員) 中核機関は、地域の範囲として市町村レベルで良いか気になる。家裁が市域を超えて後 見人を選任することもあるかと考える。

議長)市の中核機関は、あくまで福祉行政事務の範囲で監督や不正防止を想定せず、実質は監督等をやることになるのではないか。

委員)中核機関を市で立ち上げるイメージがつかめない。

委員)前回会議で説明にあった事務局機能より、実質的な事務も相当実働としてやらなければならない。中核機関から協議会への矢印フローは、逆に中核機関へのチェック機能も働かせないと考える。位置付けが難しいが、協議会は実働で動いている中核機関との連携とチェックなど改善を要するときの大事なポジションになると思う。家裁における事務の流れは非常にスムーズになるのではないか。

議長)役割を整理しないと協議会が不要になってしまう。中核機関は事務負担を担うために可能であれば委託でも良い。家裁の事務は軽減されると考える。

委員)市として福祉行政はどのような機能を担うべきと受け止めているのか伺いたい。サービス提供や基盤を整えるという大きな役割に加え、新しい制度をしっかり担う考え方は非常に良いと思うが、成年後見制度は個人の私有財産を管理する機能が法に定められており、中核機関の受任マッチングをどう考え果たしてできるのか整理しなければならない。家裁との連携も、行政機関が主体となることでスムーズに進むと期待しているが、この制度そのものも、福祉制度の成立の歴史も異なっており、受任調整は市のどのような部所が担えるのか。

議長)確かに、身上保護は大事なことで後見制度では不足していたが、福祉的な面からフォローする体制が重要である。市は福祉行政として行い、チームで監督や特に財産や預貯金管理はできない。後見人が財産管理を行うと読み取っている。

委員)制度の目的として、家裁事務を中核機関に移し効率化を図るとのことか。なぜかといえば、最近の後見業務は増加し金銭面で特に通信費もかかってきている。家裁の事務が権限移譲されるとのことか。

議長)権限は移譲しないが、方向性はそうあるかと思う。利用者が何より身近な場所で相談でき使いやすくなると思う。市の意見はあるか。

事務局)いただいた意見を踏まえ、事務量等から実施体制の人的調整も必要と考える。福祉行政としては、関係部所が審議会での審議経過を踏まえ今後の行政施策に活かしていくこととになると考えている。中核機関の実施体制は未だ定まっていないが、ポイントとして地域の実情に合わせて変化させ、志木市版の体制をつくり周りに広がっていければと考える。

(2) 審議会委員意見票の集約・反映について

議長)提出した意見の主なポイントを各委員から説明されたい。

<質疑・意見>

副会長)財産管理と身上保護の切り分けについて、諸外国には財産管理と身上保護を担う後見人が分離されている例もあるが、日本はない。今回の仕組みで財産管理と身上保護を全て切り分けるのは難しいと考えるが、それを前提として市で制度を推進していく時に、利用者をどのような状態にある人と捉え、何を保護していくのか、現実問題を考えていかなければならない。市民後見人などを市段階で推進するには具体的な制度設計が必要で、信頼性の高いしくみにしていくためにもチェック機能など、どう考えるか。現在、福祉分野では色々なコーディネーションが行われているが、成年後見制度の地域連携ネットワークと有機的に連携を図らなければ合理的に動かないと考える。国が示している意思決定支援ガイドライン(案)は法律行為までは踏み込んでないと捉えられるため、市での法律行為の意思決定支援を考える必要があるとの趣旨である。

委員)中核機関は成年後見支援センターにとの意見であるが、実行できる実態に合わせるということで良いと思う。福祉行政であれば市町村単位となるが、精神疾患の方や福祉サービスの提供では市町村の枠組みを超えた現状があり、中核機関の整備は、志木市では実際に動けてはいるが、大きな市に対し小さい規模の市は必ずしも置くことができない場合もあるのではないか。ネットワークには精神疾患も踏まえ保健所も加わる必要がある。チームと協議会は新しく作るとなると大変な事態になると思うので、総合事業の支援に関するチームに成年後見センターに加わることが良いのではないか。協議会も総合事業の協議会が立上るのであれば、成年後見センターが加わる形で、あまり沢山協議会を作っても仕方ないという印象である。意思決定支援の具体的な問題となる対象として、特に一人暮らしの認知症の方や精神障がい者など判断に障がいのある方を協議会やチームで支援することとなると思う。

委員)身上保護の現場の問題では、例えば一軒家に住む生活保護や認知症の一人暮らしで本人が放置した結果、家や貴重品などのあらゆるものが劣化し価値がなくなってから処分を要することがあり、本人にあった施設に早めに入所し、財産を生活費に充てる仕組みができればよいのではないか。介護費用等が多く掛からないよう身体機能低下が進む前に処分できることで、本人や行政のためなるのではないか。市民後見人の養成支援は、センターも一生懸命やっているがチラシを配るぐらいであり、地域で具体的に話をすると、家族に後継者がいない人はどうしたらよいかと真剣に情報を必要としていることが多い。町内会などの少人数の小さい単位で後見制度の体験型を進めていくと育成や支援の理解が進むと考える。

委員)利用者を単に増やす前提でなく、制度は生活の質を良くするためのツールであるので、慎重に今あるインフォーマルのネットワークも含めた視点で活用していくことが必要である。うまくいかない状況から制度化された面もあるが、障がいの分野では、国の示す「我が事・丸ごと」の関連からボランタリーな力を活用する視点で、まちの中間的組織の町内会や商工会などを含め、守り切れないところは成年後見制度を利用する視点で、制度利用ありきでは危険性があると考えている。協議会に精神や重度障がい者などの当事者又は利用する可能性のある人の意見を汲み入れるような仕組みを是非取り入れてほしいと思う。成年後見の利用だけでなく協議会に参画する場合、重度の人とのコミュニケーションなど意思表示を汲み取る方法を難しいが身につけておかなければならない。経験から重度の人は足を使った意思表示を活かしケアしていたが、気づきにくい本人の意思を誰かが気付いて対応できたケースで、意思を汲み取るのは難しいが、そうした事例や障害者権利条約を踏まえ、権利を有していることに着目した仕組みは検討していただきたい。

委員)全体像のイメージがあまりできなかった。協議会がメインで行い、後見センターと中核機関が方針等を決めると考えていたが、中核機関がネットワーク作りも何でも行って協議会で定期的に吸い上げてきたものがうまく伝わらないことがないよう、中核機関が何をするかを決め、それを他の機関が受け役割を決めるのが良いと思う。成年後見人をチームで支援する点で、このシステムにつながっていける後見人は良いが、特に問題もなく相談する必要もない場合に関係が希薄になるため、いざと言うときに気が付かなかったということがないようチームを作って良しとするのではなく、必ず研修するなり集まる機会を持つなどの仕組みを作る方が良いのではないか。気が付いたらネットワークから落ちていたということがないようにした方が良い。医療の判断と意思決定支援の設問が分からない。後見活動で入院対応しても良いと思うことはあるが、看取りなどはさすがに親族が判断すべきと思うものがあり、最終的に後見人等が判断に悩んでいるのはその辺りにあるのだなと思う。医療同意権がないことは良かったと思うことは多々あり、共通認識の上でどこまで話し合うか方針が必要と考える。

議長)今回の意見提出の意図は、委員として共有認識を進めるためであると思う。意見の違い は一致させる必要はないが、どこが違うかを認識する必要があり、委員意見では前提として何 でも成年後見制度ということではなく、虐待を受けているなど必要な人が利用すると考える。 利用者が少ないのは世界的にも批判となっており、使いづらいものを直すのが基本計画であり、 現在の日本の最高水準の位置付けと考えている。中核機関は、協議会は実働として既存組織活 用や専門職が入ることが想定される。チームは初めからある場合や必要ない場合もあり、議論 していく必要がある。身上保護は、難しく様々に広範で限りない。委員の意見は大事で、後見 人の質の確保として倫理などの研修があると考える。医療の判断は、認知症の人や障がい者の 後見人が約20万人選任されているが、法の範囲では未利用者も含まれており、利用が必要な 場合は具体的にはチームや協議会が実施し、意思決定支援は、財産管理は資料に示す法律行為 の範囲で後見人が責任を持って行い、お財布をチーム全体や親族が管理することは個人情報も ありできないと思う。身上保護は、障がい特性を踏まえチームで行い、後見人の個人の資質能 力の向上は研修を行い、意思決定支援できる後見人の育成を弁護士会、司法書士会で本当にで きるかを考えなければならない。成年後見人の不正防止は家裁との連携が必要であり、その他 として、厚労省の新オレンジプランでも後見制度は認知症の人の公的支援の解決ツールとして 示され、利用促進計画に他の計画とリンクさせ具体化させる発想で行っていきたいと考えてい る。

議長) 各委員でディスカッションする。

委員) 医療の判断はかなり難しい。身内がいないから判断できず治療ができないから寿命を縮められたなど、どう考えるか聞きたい。

委員)困っているが、医療同意ができればいいのかの責任問題があり、後見人が何でもできる わけではない。むしろここは同意できません、ここまではできるとはっきり広報をしていく方 が良いのはないか。

副会長)やむを得ず、本人とそれほど関係の深くない他者に同意を求める例や迫られる事が現 実にはあると聞いている。医療の予防接種と胃瘻造設を全くの他者が家族と同じように決めら れるとは言い切れない。非常に厳しいとは思うが、この成年後見制度だけでできる問題とは思 わない。

委員) 医療同意は命の問題であり、亡くなって後見人の仕事は終わるが、相続や葬式から納骨まではせざるを得ないとき関わりからやれることはやりたいが、医療同意は難しい。

委員) 医療行為のインフォームドコンセントは、医療行為の例えば乳がんの施術でも複数選択

のうち、本人が決められない場合問題が生じ、他者の良く知っている長期の介護者などに同意 をお願いするときはある。これから一人暮らしが多くなってくるといきなり難しい医療同意な どの問題が生じてくる。個人的には、後見人の立場の役割としてやってもらうことが良いと思 っている。

議長)日本では認知症の意思決定に関する研究がされているが、一定の研究の上で公的な仕組みがないと難しい。韓国、ドイツでは既に特殊な場合を除き裁判所の許可で医療同意の仕組みがあるが、チーム内で協議し決めることでいいのではないか。

委員) チームで決めるにしても、同意できないものできるものの範囲を研修等で分かっていないと責任が発生するのではないか。これは志木市のチームだけで決めるわけにいかない国内のことであるので、人材の確保面からも安心して活動ができるためには、枠組みの中で決められる範囲をチームが明らかに分かることが必要なのかと考える。

議長)チームの医療同意はもう少し制度化しないといけない。

委員)医師会や保健所の専門家がチームに関わってくることが重要と思う。セカンドオピニオン的な役割を果たす専門家の助言や、場合によっては同意をするような仕組みを作っていかないと難しいのではないか。

副会長)後見人一人が責任を負わされることになれば、誰がやっても厳しい状況になる。現状では、成年後見人ができることとできないことがあるときちんと認識することが必要ではないか。地域の見守りの個人情報保護の同意問題にも期待する見解があるが、判断能力の衰えた後に選任された後見人が、本人に代わって担えるかと言えば恐らくそうならないのではないかと思う。

委員) ある程度家族と同じように、成年後見人が専門家に相談して判断する仕組みが良いのではないか。恐らく韓国では既に行われている。

議長)今後、審議の中で意見を確認していく。

(3) 志木市成年後見制度利用促進基本計画策定の骨子案等について

説明員) 資料3-1、3-2、3-3に基づき説明。

<質疑・意見>

委員)資料3-2の8ページ成年後見センターに受任調整の記載があり中核機関で良いか。

議長)まだイメージであるが、委託も良いのではないか。

説明員)市民後見人等の内容を記載したが、具体的には未定である。

副会長)資料3-2の4ページ理念の(2)はどこかで使われているフレーズか。「意志」と、どのようなことに主眼が置かれているか分かりにくい。6ページの図も理解がしにくい。「支援を受けられていない人」全般の生活支援と、後見の必要性は明確に分けた方がよい。9ページ実行計画に「身上保護(見守り)」とあるが、身上保護と見守りはイコールではないため、表現を改めた方が良い。

議長) 貴重な指摘を事務局で検討することとする。

委員) 中核機関と協議会の役割分担の記載が明確になっていないので、素案を審議する中で、 委員間での擦り合わせが必要である。

議長)説明にあったように、未成年後見についても市で案に含めるとのことである。各委員は、 素案意見や指摘を事務局に送付し共有する。副会長の意見票にあった不正防止のシステムとし ては後見支援信託があるが、新しく静岡県沼津信用金庫で後見支援預金の仕組みが開始され、 弁護士が利用しているとのことである。

【審議結果】

(3) の基本計画骨子案(計画期間・体系) を承認する。

(4) 先進地視察について

説明員)資料4-1に基づき説明。

議長) 広域的な体制を視野に入れた視察の提案である。

【審議結果】

案を承認し、日程調整の上実施する。

(5) その他

各委員は、素案意見や指摘を8月末までに送付し共有する。

4 閉 会

以上